

公立病院の経営形態について

	区 分	地方公営企業法一部適用【現行】	地方独立行政法人【埼玉県立病院機構】	指定管理者制度
概 要	制度の概要	・地方公営企業法の財務規定のみを適用 ・公営企業会計制度による会計処理	・地方公共団体から独立した法人格を与えられたもの ・地方公共団体が自ら行う必要性はないが、公共性の高い事務事業を効率的に推進させるための制度	・法人その他の団体で県が指定するものに公の施設の管理を行わせる制度
	位置づけ	・地方公共団体の執行機関 ・公設公営	・地方公共団体が設立する独立した法人 ・公設公営	・地方公共団体が指定する独立した法人等の団体 ・公設民営
	中期目標・中期計画等	・策定は任意	・地方独立行政法人法において中期目標・中期計画の策定が義務付けられている	・指定管理者との契約による(任意)
ガバナンス	設立団体の長の関与	—	・中期目標の策定、指示 ・中期計画の認可 ・業務実績評価 ・理事長の任免 等	・管理の基準等条例制定 ・事業報告 ・実地調査、指示、指定取り消し 等
	議会の関与	・設置条例議決 ・予算の議決 ・決算の認定 等	・地方独立行政法人の設立議決 ・定款の作成・変更議決 ・中期目標の作成・変更議案 ・中期計画の作成・変更 等	・管理の基準等条例の議決 ・指定管理者の指定の議決 等
	組織	・条例、規則により定める	・理事長、監事以外の内部組織は理事長が定める	・指定管理者が定める
	運営主体	・地方公共団体	・法人	・指定管理者
人 材	定数管理	・条例により定める	・理事長が自らの裁量で弾力的に決定	・指定管理者が定める
	職員の身分	・地方公務員	・非公務員(法人の職員)	・非公務員(指定管理者の職員)
	役職員の任用	・地方公共団体の長が職員を任命	・地方公共団体の長が理事長及び監事を任命 ・理事長が副理事長、理事及び職員を任命	・指定管理者が行う
	労使関係	・地方公務員法の制約がある	・労働三権付与(団結権、団体交渉権、争議権)	・労働三権付与(団結権、団体交渉権、争議権)
	職員の給与	・給与の種類・基準は条例で定める	・法人の定める規定による(業務成績を考慮することも可能)	・指定管理者の定める規定による(業務成績を考慮することも可能)
財 務	予算編成	・地方公共団体の予算制度として知事が調製(議会の審査あり)	・中期計画に基づき、年度ごとの業務運営に関する年度計画に定めた額を支出	・管理運営にかかる事業費を委託料として支出
	繰入金等	・国の繰出基準に基づく繰入金として措置	・国の繰出基準に基づく運営費負担金として措置	・国の繰出基準に基づく委託料として措置
	契約関係	・地方自治法等の規定による	・法人独自制度	・指定管理者独自制度

※このほかにも民間譲渡がある